

事務連絡
令和4年3月31日

建設業労働災害防止協会 技術管理部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

足場組立事業者以外の事業者の足場組立後点検（労働安全衛生規則
第567条第2項に基づく点検）に係る措置義務の解釈について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、岡山労働局労働基準部健康安全課長から別添1のとおり、りん伺があり、別添2のとおり回答したことを通知いたします。

引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。